

田沼時代興利策の残影

——甲府勤番堀内糸之丞氏有の鉾山開発を事例として——

山 本 英 貴

はじめに

小稿は、甲府勤番堀内糸之丞氏有による甲斐国湯之奥金山（現在、山梨県南巨摩郡身延町）の開発について分析し、天明より寛政（一七八一～一八〇〇）に至る政治・社会状況の変容について考察しようとするものである。

宝暦・天明期（一七五一～八八）は研究史上、田沼意次の時代（一七五八～八六）として理解され、同時代は、宝暦八年より安永九年（一七八〇）までを田沼意次が幕政を主導した前期、天明元年から同六年八月までを田沼意次が幕政の全権を掌握した後期、として二分することができ⁽¹⁾。後期には、①下総国印旛沼の干拓工事、②金銀山の開発やロシアとの貿易を企図して蝦夷地へ調査団を派遣し、その帰府後は五八三万石余りにおよび新田開発を構想する、③大坂豪商より御用金を集め、大名に貸し付ける、④大坂に貸付会所を設け、全国より御用金を集める、などの政策が実施されていた⁽²⁾。

このような大規模な経済政策を展開していく上で、中心的な役割を果たしたのが勘定所であった。勘定所では、幕府財政を運営していくため

の能力がとにかく求められ、他職と異なり、末端の支配勘定（御家人役）より奉行にまで昇任する者が存在した。たとえば田沼時代の前半期を支えた小野左太夫一吉は徒目付（御家人役）より、勘定（旗本役）↓代官↓勘定吟味役を経て、宝暦一二年に勘定奉行に就任した⁽³⁾。同じく後半期を支えた松本伊豆守秀持も天守番（御家人役）より、勘定↓勘定組頭↓勘定吟味役を経て、安永八年に勘定奉行に就任している⁽⁴⁾。

なお、勘定所を始め田沼時代の諸役人は、幕府に興利策を上申することと昇任していたが、それは一方で、以下のような問題を引き起こしていた。すなわち老中は明和二年（一七六五）三月、勘定奉行に、①実行しようとしている政策が幕府の利益になるか否かを尋ねた際、吟味を尽くした返答をしなければならない、②諮問に答える場合であっても、取り締まることがなく将来を見据えて上申する、③幕府の利益になると申し立てる者が存在しても、その者の口車に乗り、不用意な取り計らいをしてはならない、などと申し渡している⁽⁵⁾。さらに天明六年閏一〇月、会津藩は御三家に、五項目にわたる意見書を提出しようとした。意見書には、近年は新規の過役として、以前には存在しなかった運上などを取り立ててい

るので、四民が難渋していること、幕府の下級役人が自身の立身のため、およその見込が立たなくても幕府の利益になると上申ししているので、それに関わる津々浦々には見分の者が派遣され、住民の負担になっていること、などが記されている。⁽⁶⁾つまり、諸役人は幕府に興利策を上申し、採用されればその責任者として、それが上手くいけば、さらなる昇任をはたしていた。しかし、提案される興利策は、必ずしも長期的な展望に立ったものではなく、撤回される場合もあったのである。

また田沼意次の老中離任後、一橋民部卿治済は白河藩主松平越中守定信を老中に就けるため、天明六年二月二十四日付で水戸宰相治保に文書を提出した。文書には、世上の風儀が悪くなり、利欲を専らとする風潮にあること、幕府の利益になるとして、民に新規の運上などを課しているため、その心が幕府より離れたこと、などが記されている。⁽⁷⁾このような状況を打破するため、老中松平定信は本多弾正少弼忠壽を勝手掛若年寄に就け、松本秀持・赤井越前守忠晶といった田沼派の勘定所役人を一斉処罰し、大番経験者などを勘定奉行に起用した。そして勘定所では、目付による監視を強化して、勘定吟味方改役・同改役並・同改役下役を廃止している。⁽⁸⁾

以上を要約すれば、田沼政権は勘定所を中心として、幕府の利益になりそうな政策（興利策）であれば、長期的な展望が描けなくても実行した。しかしその風潮は、松平定信の老中就任、それに伴う勘定所役人の一新と組織改変により後退していった。このことを念頭に、小稿では、堀内氏有による鉾山開発の事例から、天明より寛政に至る政治・社会状況の変容について考察を試みるものである。

第一章 湯之奥金山の開発と甲府勤番堀内衆之丞氏有

本章では、幕府鉾山政策の変容過程と湯之奥金山（中山・内山・茅小

屋の三金山の総称）の開発歴について考察してみよう。

第一節 幕府鉾山政策の変容と湯之奥金山

表1は、採掘関連の幕令などを整理したものである。それによれば、最初に幕令が出されたのは元禄八年（一六九五）一〇月、次が同一一年二月である（No.1・2）。No.1・2は、大名・旗本に鉾山開発を奨励し、その経営権は開発者に属することを定めた幕令であり、先行研究においては、領内の鉾物資源は領主に帰属するものであることを確定させた幕令として評価されている。⁽⁹⁾ 一方で幕府は、享保十一年（一七二六）八月に、幕領における試掘の認可について協議し、同二〇年正月には、試掘の採否は迅速に下すとの幕令を出している（No.3・4）。すなわちNo.3では、幕領において試掘を願ひ出る者が現れた場合、代官は自己の判断で処理せず、勘定所に伺いを立てるが許可されない、しかし私領においては、領主・地頭の心次第で試掘が申し付けられているので、幕領においても試掘を許可してもかまわないのではないか、ということを協議した。そしてNo.4では、①試掘を希望する者は従来、その旨を代官に願ひし、代官は、試掘が村方の支障になるか否かを吟味の上、勘定所に伺いを立てていた、②その手順を、代官は、試掘希望者が存在することを勘定所に報告し、その上で村方の支障になるか否かを吟味して、あらためて勘定所に伺いを立てる、というように変更すると通達している。さらに、元文三年（一七三六）四月の幕令は、長崎へ廻す銅が減少したことへの対応であり、同様の幕令はその後、何度も出されている（No.7・11～13）。

なおNo.6および8～10は、田沼時代に出された幕令である。No.6は、銅山の新規開発と休山中の銅山の再開発を奨励する幕令、No.8は、銀山奉行川崎平右衛門定孝に鉾山開発についての認可権を付与し、同人に諸

表1 採掘関係記事一覧

No	年月日	要旨	出典
1	元禄8.10.13	老中阿部豊後守正武は大目付に、①国々所々において金山・銀山・銅山があれば、遠慮なく掘らせること、②金山・銀山を掘ることは、おおそ遠慮するようにとの沙汰があるので(「粗沙汰」、心得として申し達しておく、と記した書付を渡した。	『寛』1759号 『教/初』471頁
2	元禄11.2	御料・私領の内において、金山・銀山・銅山を見立て、試掘すること。私領内に存在する鉱山は今後、地頭の管轄(「所務」とすること。寺社領に存在する鉱山で、御料と関わる場所は代官、私領と関わる場所は地頭に、寺社より伺いを立てること。	『寛』1765号 『実』6,321頁
3	享保11.8.22	私領の内において金山・銀山があり、試掘(「開掘」)を願い出れば、領主・地頭の心次第で試掘を申し付け、金銀が大量に産出(「出盛り」)されれば、幕府に報告することになっているが、そのような事例は近年なく、古い書留などにも記されていない。御料においては、試掘を願い出ても代官の心得では申し付けず、勘定所に伺いを立てることになっているが、近年は金山・銀山・銅山・鉄山・鉛山がもともと存在する場所はともかく、新規に試掘を願い出ても許可されない。しかし、私領では領主・地頭の心次第で試掘を申し付けているので、御料においても古銀山の試掘を仰せ付けてもかまわないと考えられる。	『向』237~239頁
4	享保20.正.28	勘定奉行石野筑前守範種・神谷志摩守文敬・細田丹波守時以・杉岡佐渡守能連・松波筑後守正春は連名ですべての代官に対し、①支配地域内において金山・銀山・銅山・鉛山の試掘を願い出る者が存在した場合、従来は村方の支障になるか否かを吟味の上、勘定所に伺いを立てていた、②今後、試掘を願い出る者があれば、まず勘定所に報告し、その上で速やかに詳細を吟味して伺いを立てること、③試掘を願い出ても吟味に時間が掛かるとの風聞があるが、支障がなければ願い通りに申し付ける、という通達を出した。	『教/2』448頁 『憲』128~129頁
5	元文3.4.4	銅の産出が減少しているため、銀座の加役として大坂に銅座を設置する。今後、銅山の試掘などで産出が少ない場合であっても、銅は大坂銅座に売り渡すこと。	『寛』1880号 『憲』139~140頁
6	宝暦13.3.23	諸国の銅山で、従来採掘を行わなかった場所(「不相稼場所」)、銅が産出される時期もあったが、現在は休山となっている場所もあるので、御料は代官、私領は領主・地頭が吟味して出銅するように取り計らい、出銅の有無などは勘定所に報告すること。	『明』2838号 『憲』153頁
7	明和3.6.8	銅の産出が減少しているため、大坂の長崎銅会所を銅座に戻し、新山の試掘などで産出が少ない場合であっても、銅は残らず銅座に売り渡すこと。	『明』2842号 『憲』154~155頁
8	明和4.5.25	目付内藤主税信就は若年寄松平拱津守忠恒より、①諸国の御料所ならびに私領・寺社領が入会する場所において、金山・銀山・銅山・鉄山・鉛山の見立てを行い、たい者は、代官・地頭の添状を持って、銀山奉行川崎平右衛門定孝のもとへ願い出て、その吟味を受けること、②もともと存在する鉱山も、銀山奉行川崎の吟味を受けることになっている、③銀山奉行川崎は「かな山」御用として諸国を廻るので、京・大坂など最寄の場所に願い出てかまわない、④以上の内容を、御料は代官、私領は領主・地頭より申し渡すこと、と記した書付を渡され、諸方にその趣旨を通知した。	『明』2845号 『法』158頁
9	天明5.8.14	勘定組頭藤本甚助久教は勘定奉行松本伊豆守秀持の指示により、勘定所に安中藩留守居川西一郎左衛門を呼び出した。そして留守居川西に、①代官万年七郎左衛門頼行の預所である備中国阿賀郡井尾村の良蔵ほか2名が、安中藩領の美作国久米北條郡堀井村内には銅鉛石があるので、掘り出したいと願い出たこと、②代官万年を介して願人に、試掘して出銅すれば願い出を受理するので、他の私領での出銅代銀の割合をもって、安中藩に石代銀を納めること、銅の産出高が増加しても当該場所を上地しないこと、試掘により田畑が荒地になった場合、年貢は勿論、作徳・高掛物も願人が手当すること、の3点を申し達したこと、③以上により、代官万年より問い合わせがあれば、試掘を開始するように取り計らうこと、もし差し支えがあればその旨を報告すること、と指示している。	『諸』390頁
10	天明6.8.24	勘定奉行に、①芝村藩主織田豊前守長教の預所である大和国吉野郡金峰山において、金・銀・銅が産出されるというので、織田長教に幕府直営鉱山(「公儀御手山」)のつもりで試掘するように申し渡したが、支障があるので中止にしたこと、②試掘中止の件を京都所司代に連絡すること、という2点について通達した。	『明』2882号 『実』10,809頁
11	天明8.4	明和3年令(Na7)の趣旨を守るように通達する。	『天』5930号
12	寛政8.8	明和3年(Na7)および天明8年(Na11)に出された両幕令の趣旨を守るように通達する。	『天』5941号
13	寛政9.5	明和3年(Na7)および寛政8年(Na12)に出された両幕令の趣旨を守るように通達する。	『天』5945号

この表は、『徳川実紀』第6篇(吉川弘文館、1960年)、『徳川実紀』第10篇(吉川弘文館、1966年)、『御觸書集成』(岩波書店、第3刷、1976~1977年)、『教令類纂』(初集(2)、『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第22巻、汲古書院、1983年)、『教令類纂』(2集(3)、『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第26巻、汲古書院、1983年)、『憲教類典』(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第43巻、汲古書院、1984年)、『憲法部類』(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第80巻、汲古書院、1987年)、『諸例集』(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第94巻、汲古書院、1989年)、『向山誠齋雜記』天保・弘化篇(第7巻、ゆまに書房、2003年)により作成した。なお、表中の『寛』は『御觸書寛保集成』、『明』は『御觸書天明集成』、『天』は『御觸書天保集成』、『教/初』は『教令類纂』(初集)、『実』は『徳川実紀』、『教/2』は『教令類纂』(2集)、『向』は『向山誠齋雜記』、『憲』は『憲教類典』、『法』は『憲法部類』、『諸』は『諸例集』を示している。

表2 湯之奥金山・堀内糸之丞関係文書一覧

No	年月日	差出→受取	要旨	出典
1	慶安3.7.23	沢内内山の市郎右衛門・二右衛門→御代官様	運上間歩の所有をめぐる、中山の五右衛門と争論になる。	5頁
2	貞享3.7	間歩主かや小屋村の九左衛門→御代官様	①茅小屋内山村は近年、金が産出せず、天和元年の飢饉は幕府からの救米で凌いだこと、②寛文以前の間歩盛りでは、間歩主・堀子ともに生活できないこと、③新聞歩の閉削資金を得るために妻子を質に入れたこと、などを報告する。	8頁
3	貞享3.極.10	品川半右衛門→門西九兵衛様	雨畑金山奉行衆の名前および肩書を連絡する。	「門」20号
4	元禄14.10	下部村の名主十右衛門・百姓代五郎右衛門・藤右衛門・平左衛門・又右衛門、湯奥村の名主三郎兵衛・七左衛門→御代官様	金山退帳のため、茅小屋村の九左衛門に林を下げ渡すように申上する。	10頁
5	享保16.10.15	和久屋源左衛門→湯奥村の名主与市兵衛殿・長百姓浅右衛門殿	①山々を見分したところ、湯奥の奥山において銅筋を発見したので試掘した、②帰府後、幕府に銅筋の開発を申上する、③代官役所よろしく伝えてほしい、などと連絡する。	13頁
6	享保19.11.12	湯奥村の名主与市兵衛→江守伝十郎様御役所	和久屋源左衛門ほか山師などが度々、山々の見立と試掘を行っているが、金・銅は一切、産出していないと返答する。	13頁
7	延享4.10	湯奥村の名主与市兵衛・長百姓の浅右衛門と沖右衛門・百姓代元右衛門→小川新右衛門様御手代花村文右衛門殿	刈生畑内に銅筋があると申す者がいるので、代官所に試掘を願い出たところ、代官役人は村内を見分し、試掘を許可すれば村に支障は生じると聞いてきた。それゆえ、名主・長百姓・百姓代の連印で、村中の助けにもなるので、試掘を行いたいと返答した。	14頁
8	安永2.6.28	下総国余村の野村文蔵→門西七左衛門殿	湯奥地内の試掘に際し、手伝いの者が村中に迷惑をかけるようにする、出銅の高に応じて小屋地代・竹木代を支払う、などと連絡する。	15頁
9	安永7.4	湯奥村の七左衛門・七郎左衛門・武兵衛→柴村藤三郎様御手代安部宗兵衛殿	①代官所の役人が中山金山より採掘した金の試し吹きを見分することになった、②見分後、再び試掘を願い出るつもりなので、指示があるまでは間歩を封印する、などと連絡する。	15～16頁
10	天明元		堀内糸之丞は、幕府に金山開発のため、甲斐国の諸山を見分したいと申し、許可される。	「吟」12頁
11	天明4.2	下田原村の村役人五兵衛・養三郎代安兵衛、湯奥村の名主七左衛門→堀内糸之丞様御内御用人中様	①甲府御蔵附の中井清太夫が天明2年12月、甲斐国の金山御用掛に任じられたこと、②中井の手先鈴木三十郎が湯奥村持山の採掘を担当したこと、③鈴木は天明2年12月下旬より採掘を始めたが、翌年8月中旬には米価高騰のため、30日間の中断となったこと、④採掘の停止中、鈴木は無断で山を下りたこと、⑤採掘に際し、鈴木に貸し付けていた諸道具の損料を中井に請求したところ、金1両2分を支払ったこと、⑥30日が経過しても、採掘は再開されなかったこと、の6点を報告した。そして堀内糸之丞の手先に、堀内が金山を取り扱うことになったとの旨を聞いたが、まずは鈴木が作った諸道具の損料を引き受けると領内に通達し、その上で鉱山開発に着手してほしいと願い出る。	16～17頁
12	天明4.5	湯奥村の名主七左衛門・下田原村の安兵衛→堀内糸之丞様御内御用人中	湯奥村より中山に建てた小屋までの道程を開発する場合、人足としておよそ75名が必要な旨を届け出る。	「門」80号
13	年未詳	湯奥村の名主七左衛門・長百姓の七郎左衛門と沖右衛門・百姓代元右衛門→記載無し	堀内糸之丞の吟味に対して、①文書を提出した各人の持高と肩書、②中山金山の来歴、③金の産出状況が如何になっているのか、判然としないことを報告した。そして、④中山金山への通路は陰阻なため、金堀道具や飯米などの運送代は、公定ではなく村内相場にもとづいて支払ってほしい、と申し上した。	21頁
14	天明8.7.8	出雲→町年寄	①甲斐国における金山・銀山の開発について、堀内糸之丞より手広に行きたいとの申し出があり、山々を見分するように申し付けた。それゆえ近日、堀内は佐渡国地役人と下働きの者を引き連れて、各地を見分するであろう。その際、甲府に宿泊する場合もあるだろうが、過分な馳走は控えること。 ②堀内より、新規に山を見立したいとの申し出があったならば、案内の者を差し出すこと。 ③堀内は日々鉱山を廻るので、道具類を運ぶための人足を必要としている。それゆえ、人足の雇い入れを申し出ることがあるだろう。その際は規定の賃銭を受け取り、不用な人馬は差し出さないこと。 ④堀内は山々を見分し、試掘や灰吹などを行うはずである。その際、堀内に入用の品を、不当な値段で売らないこと。 ⑤金山・銀山は勿論、銅山・鉛山について心当たりのある者、鉱山開発に際し、有益な案内者が存在すれば、申し出ること。 ⑥金堀・大工・堀子には、堀内が割符を渡しているため、怪しい者が金山手先と主張しても、宿泊させないこと。	「甲」45

No	年月日	差出→受取	要旨	出典
15	天明8.8.24	湯奥村の名主七左衛門・長百姓七郎左衛門・百姓代元右衛門→堀内糸之丞様御内御用人中様	①堀内糸之丞は甲州金山巡見のため、湯奥村に止宿した際、木銭・米代を支払った、②堀内の家来に至るまで、非分の行いはなかった、などと記した請書を提出する。	17頁
16	寛政4.8.13	伊予・遠江→町年寄	【史料2】参照。	「甲」51
17	寛政4.8.15		堀内糸之丞は躑躅の間において、老中松平越中守定信より、甲州において数年、金山の試掘に着手し、このたび初めて吹金を上納したので、褒美として金3枚を拝領するように仰せ付けられた。	「柳」同日条
18	寛政5.12.9	湯奥村の名主七左衛門・長百姓の七郎左衛門と沖右衛門・百姓代元右衛門→小笠原仁右衛門様御手代菊田伴六殿	尋問に対し、堀内糸之丞の手先が天明8年、中山金山において掘り進めた間歩5ヵ所、それぞれの高さ・横幅・奥行、岩質や近辺の様子など報告する。	17～18頁
19	寛政5.12	湯奥村の名主七左衛門・長百姓七郎左衛門・百姓代元右衛門→小笠原仁右衛門様御手代菊田伴六様	中山金山に存在する間歩5ヵ所、それぞれの高さ・横幅・奥行を報告する。	18～19頁
20	寛政8.7	湯奥村の名主七左衛門・長百姓沖右衛門・百姓代武兵衛→市川御役所	堀内糸之丞の手先が山中の古小屋を拠点として、名主七左衛門の持山を見立していること、古い間歩を掃除していること、などを届け出る。	19頁
21	寛政8.8.11	堀内糸之丞手先検断の松田与右衛門→堀内糸之丞手先戸栗六之助殿	湯奥山の中尾根に存在する楯間歩を、11間1尺5寸ほど掘り進めた旨を届け出る。	19頁
22	寛政8.8.22	湯奥村名主兼山主の七左衛門→市川御役所	堀内糸之丞の手先が中尾根において、新たな間歩を見立、掘り始めたことを届け出る。	19～20頁
23	寛政9.11	湯奥村の名主七左衛門・長百姓平左衛門・百姓代元右衛門→市川御役所	鉱山は何時、休山になったのかという尋問に対して、①休山の時期は定かでない、②鉱山は水野沢という場所に存在したが、山崩れのため間歩の場所は不明である、と返答した。	20頁
24	寛政10.5	湯奥村の名主七左衛門→甲府御役所	鉱山は何時、休山になったのかという尋問に対して、①休山の時期は定かでない、②鉱山は水野沢という場所に存在したが、山崩れのため間歩の場所は不明である、と返答した。	20頁
25	寛政10		堀内糸之丞は幕府より、甲州金山方の御用掛に任じられ、金300両の拝借を仰せ付けられる。	「吟」12頁

この表は、『湯之奥金山遺跡の研究』（湯之奥金山遺跡学術調査会、1992年）、湯之奥金山博物館架蔵「門西家文書」、山梨県立博物館架蔵『頼生文庫』所収「甲府御用留」（請求番号H093.1-45、51）、国立公文書館内閣文庫架蔵「柳宮日記」、「吟味口書一件」（『近世法制史料集』第4巻、創文社、1977年）により作成した。表中において○頁と記している箇所は『湯之奥金山遺跡の研究』収録文書、「門」は「門西家文書」、「甲」は「甲府御用留」、「柳」は「柳宮日記」、「吟」は「吟味口書一件」よりの引用を示している。

国鉱山の巡視を開始させるとの旨、全国に通達した幕令であった。⁽¹⁰⁾ さらにNo.9によれば、勘定所は預所の管理元である安中藩に断りなく、願人に銅の試掘を許可し、その旨を同藩に事後報告している。これらから幕府が当該期、諸国鉱山の支配権を銀山奉行のもとに集約させようとしていたこと、銅山開発を奨励し、認可の採否もとりわけ迅速に下していたこと、が看取できる。また天明六年（一七八六）八月に出された幕令は、大和国吉野郡金峰山の開発中止に関わるものである（No.10）。これは、老中田沼主殿頭意次の失脚に伴う対応であった。

ついで表2は、湯之奥金山の開発と甲府勤番堀内糸之丞氏有の動向について整理したものである。それによれば、茅小屋村の間歩（坑道）主九左衛門は慶安三年（一六五〇）七月に妻子を質に入れ、新間歩の開削資金を得た（No.2）。しかし、下部村と湯之奥村の村役人が元禄一四年（一七〇一）一〇月、代官に対して、金山退転のため九左衛門に林を下げ渡すように上申しているの、開削は失敗に終わったと考えられる（No.4）。さらにNo.5～9により、和久屋源左衛門などの山師が、湯之奥村には有力な鉱脈が存在すると判断し、度々試掘に着手していたこと、しかし、当該者のその後の動向を追えないことから、いずれも成果をあげるには至らなかったこと、などが判明する。

以上により、幕府が鉱山政策を奨励し始めたのは元禄期からであること、開発認可の手続は次第に迅速化していったこと、幕府鉱山政策の変容に関連して、湯之奥鉱山の開発に着手する者は現れるが、いずれも上手くいかなかったこと、の三点を看取できる。

第二節 甲府勤番堀内糸之丞氏有による中山金山の開發

甲府勤番堀内糸之丞氏有の経歴をみると、氏有は旗本天野左衛門正勝(三〇〇俵)の次男で、宝曆三年(一七五三)八月に堀内家(二〇〇俵)の養子となった。そして、明和三年(一七六六)二月三日に同家を相続し、安永四年(一七七五)二月七日より甲府勤番として甲府に居住している⁽¹⁾。氏有が金山の開發に着手したのは、同家が「先祖々持伝候金山之儀を彼是相認候旧記」を所蔵していたからであった。以下、表2からその実態をみてみよう。

No.10によれば、堀内氏有は天明元年(一七八一)に、幕府より甲斐国の諸山見分を認められているが、本格的な活動は同四年からと考えられる。理由としては、甲府御藏附の中井清太夫が同二年一二月に甲斐国の金山御用掛に任じられ、同三年八月までは中井の手先である鈴木三十郎が湯之奥村の持山を採掘していたこと、つまり先任の者が存在していたことがあげられる(No.11)。

ついでNo.12、15から、堀内氏有は天明四年五月より同八年八月までの間、湯之奥村より中山金山までの道程を開發する(No.12)、湯之奥村の村役人および中山金山の産出量などを把握する(No.13)⁽³⁾、佐渡国の地役人などを引き連れ、甲斐国の諸鉱山を見分する(No.14・15)、といった金山を開發していく上での基礎作業に着手している。さらにNo.18・19により、堀内が天明八年、中山金山に五本の間歩を掘っていたことが判明する。

以上のことから、堀内氏有は寛政四年(一七九二)八月、幕府より湯之奥金山における数年間の試掘作業を評価され、金三枚を下賜されるとともに(No.17)、甲斐国の鉱山開發にあたり、次の権限を与えられたのである。⁽¹⁴⁾

甲府勤番 堀内糸之丞

右者甲州一國金・銅・鉛山稼方、手広二被 仰渡候間、右山々見込存寄有之もの者、糸之丞在府中、留守宅江書付を以可申立候、右之趣町中可相觸者也、

子八月十三日 伊予

遠江

町年寄江

右之通御書付を以被 仰渡候間、被得其意、町内不洩様入念、早々可被相觸候、

右から甲府勤番支配永見伊予守為貞・大久保遠江守教近は寛政四年八月一三日付で甲府町年寄に、①堀内氏有が甲斐国の金山・銅山・鉛山の稼ぎ方について手広く取り扱うようになったこと、②堀内の在府中、鉱山について考えのある者は、堀内の甲府留守宅に書付を提出すること、という通達を出している。

これ以後、堀内氏有は、寛政八年七月より新鉱山の搜索と旧鉱山の再開發を開始し(No.20)⁽¹⁵⁾、同年八月には、湯之奥の中尾根には鉱物が存在すると見立てして、間歩を掘り始めている(No.21・22)。そして、同一〇年には金山御用掛に任じられ、幕府より金三〇〇両の拝借を認められているが(No.25)、この時期の開發仕法について、堀内は知人に次のように話している。⁽¹⁶⁾

(前略) 子年以来追々吹金上納致し候二付、別段二家来をも召抱、金掘其他懸り之者無之候而は不相成、先達而夕追々抱入、又は手先之ものと唱、山方之儀を為取扱候もの共も有之、稼方其外諸入用之金子は他借致し相弁、尤山出吹金年々上納致候得共、其分は文金二御引替被下候間、右を以他借返済致来、此上追々山出金相増上納致候節、譬は壹萬兩御引替二相成候得は、四公六民之義を以、四千兩

は 公儀江差上、六千両は山方江掛り合候もの共、手先・家来等
 二至迄身分相応二割賦致遣候積、且右六千両之儀も、後々は米二而
 相渡り候様相願、右を手先・家来之者共江扶助致候得は、自ラ御扶
 持人も同様二相成候儀、勿論十分二盛山之上は、尚又手先・家来出
 精之段申立、侍は御家人二も被成下、町人・百姓は御用達杯二も被
 仰付候様相願可遣と兼々心懸罷在、其段知人江相咄候儀も有之候処、
 御当地江出府致候節、追々二手先又は家来等二相成度由、知人を以
 申込候者有之候間、先ッ宛行等も不差遣、委敷身元をも不相糺、其
 中二は請合書付等取置候儀無之、家来等二召抱（後略）、

堀内氏有が知人に話した内容は、①寛政四年より度々吹金を上納して
 いるので、特別に家来・金堀・掛の者などを抱え入れ、その中には手先
 として、金山のものを取り扱わせている者が存在する、②幕府に吹金を
 上納すれば、引替に同等の元文金（「文金」）が貰えるので、稼ぎ方その
 他の入用金は他から借り、元文金で返済している、③幕府への上納額が
 増し、たとえば一万両の元文金と引替になれば、四公六民の割合により
 四〇〇〇両は幕府に差し上げ、六〇〇〇両は金山に閏わっている手先や
 家来に至るまで身分相応に分配するつもりである、④六〇〇〇両につい
 ても、いずれは同等の米を支給されるように願ひ出て、その米を手先・
 家来などに扶助すれば、幕府の扶持人のようになる、⑤金の産出量が多
 くなれば、幕府に手先・家来が精勤している旨を申し立て、侍は御家人、
 町人・百姓は御用達などを仰せ付けられるように願ひ出るつもりである、
 というものであった。この結果、堀内が出府した際、知人を介して同人
 のもとに、手先あるいは家来になりたいと申し込んでくる者が現れた。
 これに対し、堀内は申込者の身元を糺さず、家来などとして召し抱え、
 さらに召し抱えた者に給金なども支給しなかった。

以上を要約すれば、堀内氏有は寛政四年八月に、幕府より甲斐国にお

ける鉾山の稼ぎ方について手広く取り扱うことを許可され、積極的に開
 発に乗り出した。そして、開発にあたっては、武士あるいは御用達など
 になりたいという諸人の身上がり願望を利用して、無賃労働者を集め、
 その原動力にしていたのである。

また次に掲げる史料は、大目付井上美濃守利恭・町奉行小田切土佐守
 直利・目付松平田宮栄隆が寛政一二年五月二五日、評定所において立ち
 会いのもと、堀内氏有など二五名に対し、それぞれ科刑を申し渡したこ
 とを記した封廻状である。¹⁸⁾

封廻状

甲府勤番瀧川長門守支配

改易

堀内久米之丞

申六拾五

小普請組船越駿河守支配

差扣

勝与八郎

申四十九

（中略）

右、於評定所井上美濃守・小田切土佐守・松平田宮立合、美濃守・
 土佐守申渡之、

この封廻状の中身を「吟味物口書一件」により増補しつつ整理したの
 が表3であり、井上利恭が旗本（No.1・2）、小田切直年がそれ以外の
 者への申し渡しを担当した。前掲の堀内氏有が知人に話した内容の中で、
 堀内には手先と家来が付いていたことがわかる。表3から手先と家来に
 ついてみてみよう。

手先は、鷲秀甫（No.3）・村田栄助（No.4）・能勢源十郎（No.7）・引
 佐貞蔵（No.15）・善八（No.21）・新八（No.22）の六名、その身分は上から
 盲人・他家の家来・他家の家来・浪人・町人・百姓である。家来は、原

表3 堀内糸之丞一件における関係者一覧

No	氏名	肩書	尋問①	尋問②	尋問③	科刑
1	堀内糸之丞氏有	甲府勤番・瀧川長門守利雍支配		○		改易
2	勝与八郎忠昌	小普請/船越駿河守景範支配			○	差控
3	鶯秀甫	堀内手先/盲人/先手同心鶯郡助父		○		惣録へ引き渡し
4	村田栄助	堀内手先/小普請小林正規家来		○		軽追放
5	柴山左内	西丸持弓頭同心柴山弥五郎大叔父	○	○		押込
6	塚越代右衛門	小普請富士信清家来	○	○		急度叱り
7	能勢源十郎	堀内手先/小普請組支配世話取扱助天野藤十郎家来		○		暇の申し渡し
8	原孫四郎	堀内糸之丞家来	○	○		
9	戸田七左衛門	堀内糸之丞家来		○		暇の申し渡し
10	本郷喜平太	堀内糸之丞家来		○		50日押込
11	高木桂蔵	堀内糸之丞家来	○	○		50日押込
12	北澤虎蔵	堀内糸之丞家来	○	○		100日押込
13	藤田与九郎	堀内糸之丞家来	○	○		構い無し
14	本郷寿頌	持弓頭同心中嶋次太夫地借医師	○	○		構い無し
15	引佐貞蔵	堀内手先/西河岸町利助店浪人	○	○		江戸払い
16	喜右衛門	四谷長安寺門前家主	○	○		急度叱り
17	山七	佐吉/柳原岩井町与市店	○	○		過料4貫文
18	吉兵衛	糞町13町目久兵衛店	○	○		構い無し
19	平三郎	本材木町2町目伝兵衛店平兵衛忰	○	○		構い無し
20	茂八	堀内糸之丞家来古家多助召仕	○	○		構い無し
21	善八	堀内手先/小池喜右衛門/町人/神田久右衛門町1町目地源助店文五郎父		○		所払い
22	新八	堀内手先/伊兵衛/木津新八郎/百姓/神田小柳町2町目家主次右衛門方				過料10貫文
23	武兵衛	小細町1町目久兵衛店	○	○		構い無し
24	半兵衛	柏木淀橋町家主	○	○		構い無し
25	土井東民	呉服町徳右衛門店町医				過料3貫文
26	利助	西河岸町家主				急度叱り
27	久右衛門	柏木成子町吉左衛門店	○	○		

この表は「寛政録」寛政12年5月25日条、「吟味物口書一件」により作成した。

孫四郎・戸田七左衛門・本郷喜平太・高木桂蔵・北澤虎蔵・藤田与九郎の六名（No.8〜13）、いずれも主人は堀内氏有であった。以上のことから、手先は他に仕えている主人が存在する、あるいは生業の手段を有しつつ、堀内の金山開発に関わっていた者、家来は堀内と主従関係にあり、金山開発は勿論、その他の諸事全般にも関与し、同人より扶持を支給されていた者、として分類できる。次に、上記の者たちが堀内の手先あるいは家来になった理由についてみてみよう。⁽¹⁹⁾

① 此村田栄助儀、堀内糸之丞掛り甲州金山方之手先又は家来二相成候得は、追而山出金上納残を割合請取、其上立身も可致趣承、手先二相成候（後略）、

② 此戸田七左衛門儀、堀内糸之丞掛り甲州金山方之手先又は家来等に相成候得は、山出金上納残を割合請取、其上立身も可致段承、糸之丞家来二相成候（後略）、

③ 此新八儀、堀内糸之丞掛り甲州金山方之手先二相成候得は、山出金上納残を割合請取、其上立身も可致趣承、手先二成（中略）、諸入用ハ追而糸之丞方請取候積二而自分方差出（後略）、

右から村田栄助・戸田七左衛門・新八の三名は、いずれも堀内氏有が提示した、上納金の残高を分配する、幕府に御家人あるいは御用達として推挙する、といった条件により手先・家来になったことは明らかである。しかも傍線部のごとく、この条件は、無給どころか私費を投じてでも堀内の手先になりたい、という者を出現させるほど魅力的なものであった。

この背景には、近世後期における旗本・御家人の家来の生活状況、幕府による人材登用策の推進があったと考えられる。す

なわち当該期、旗本・御家人の家来は、自家の再生産すらも覚束ない状況にあり、また幕府は、田沼時代（一七五八〜八六）のごとく興利策を上申する者は勿論、学問吟味や武芸上覧などにより、より幅広い層から優秀な人材を起用していく方針を採っていた。²¹つまり、諸人が堀内氏有の手先・家来になったのは、その推挙により御家人や御用達に立身する、それが上手いかなかったとしても、たとえば上納金の残高で御家人株などを購入し、独立した生計を立てるためであったと考えられるのである。

第二章 甲府勤番堀内糸之丞氏有の集金策

本章では、甲府勤番堀内糸之丞氏有が中山金山の開発のために計画した集金策（堀内糸之丞一件と称される）について考察してみよう。

図は、堀内糸之丞一件に関わった人物と一件の経緯について整理したものである。No.1〜23は時間の経過が判明する事象、イ〜トはNo.1〜23の経過中、同時に起こっていた事象を示している。堀内糸之丞一件は、寛政十一年（一七九九）二月より八月までの間に起こった出来事であり、図の「送信／受信」の項によれば、堀内氏有（登場は二三回）とその手先、とりわけ堀内に「功者成もの」と評価されていた鷲秀甫（一二回）を中心に行われた。一件の概要は、次の通りである。²²

申渡之覚

堀内糸之丞

其方儀、甲州金山方之儀二付、存寄之趣品々御勘定所江申立候書付之内、金子貸附置利金を以山方入用ニ致し度趣ハ、引請之者慥成儀ニ候ハ、品ニ寄評議ニ及び御下ケ金等も可相成由、勝与八郎申聞候ニ泥ミ、引請之者承合候様、手附之者とも江申付候処、会所有之候ハ、引受之ものも可有之段、鷲秀甫任申聞候、兼而於当地山方

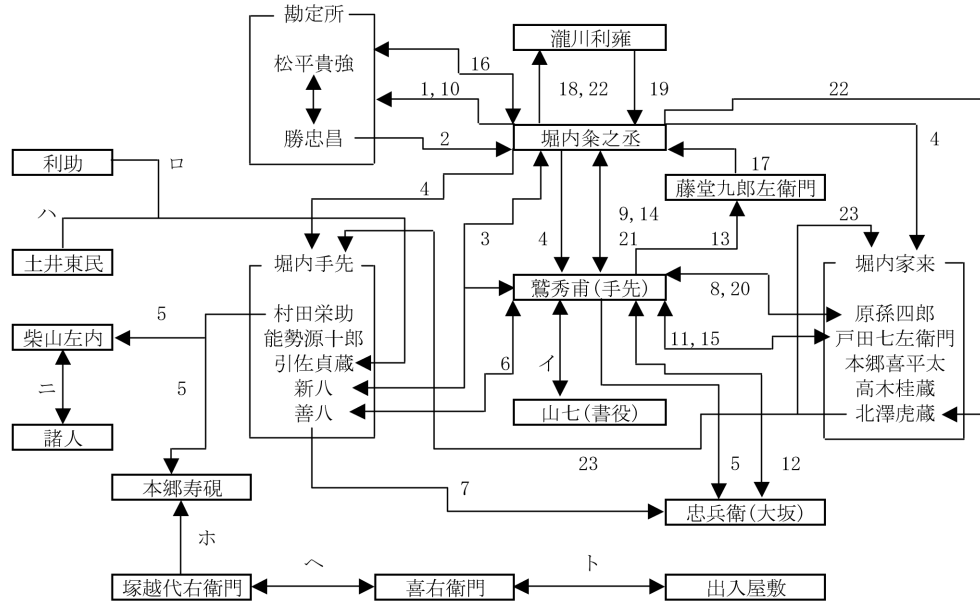
鉄鑛運送用場を建度存罷在候付、右運送用場之儀、御勘定所并支配江も申達置、聞届有之候得ハ、会所にも可致存合ニ而、町家を借受、内々用場ニ致し候処、用場建候儀ハ見合候様差図有之候而も、町家之用場ハ其儘ニ差置、且又貸附之儀、自分ニ而内々糺方致し、世上之浮説及び候てハ以外ニ候間、先取斗之趣一存を以申立候様御勘定所より申達候二付、一己之存念申立候処、難成筋之由差図有之候得とも、手附之者等江有之儘ニは不申聞、不束之儀北澤虎蔵江申合候故、同人彼是取籍、跡形も無之儀手附之者等江申達、殊ニ手附并家来等身元も不相糺、給金手当之定もなく申込次第召抱、追而ハ御家人又は御用達等にも相願可遣など申聞、町人・百姓江も猥に苗字帯刀差免候儀共、不届之至候、依之改易被 仰付者也、

五月

右は、堀内氏有に改易を申し渡したことを記した寛政十二年五月付の文書である。波線部によれば、堀内氏有は、①勘定所に提出した書付のなかで、金子を貸し付け、その利分で甲斐国の金山を開発したいと申し出たこと、②勘定組頭の勝与八郎忠昌より、貸付金の出資元が確かであれば、勘定所で評議して御下ケ金などもあるかもしれない、と伝えられたこと、③勝忠昌の見解に執着して、手先・家来に出資元を探すように申し付けたところ、手先の鷲秀甫より、会所があれば引き受けてくれる者も現れると伝えられ、その意見を採用したこと、④江戸に鉄鑛の運送場を建てたいので、その旨を勘定所と甲府勤番支配に上申し、受理されれば会所としても使用する考えであったので、町家を借り受け、内々に運送場にしていくこと、が判明する。

これに対し、幕府は傍線部のごとく、①運送場の建設見合わせの指示を守らず、町家の運送場を維持した、②勘定所に意見が採用されなかったにもかかわらず、家来の北澤虎蔵に対し、他の手先・家来には不採用

図 堀内糸之丞一件の人物相関図



No	送信/受信	月日	略説
1	堀内→勘定所	2月	伺書を提出する。
2	勝→堀内	2月下旬	金子の貸付について返答する。
3	堀内・鷺⇔新八	3月上旬	御下金を得るため、新八に地面の差出を要求するが拒否される。
4	堀内→家来・手先	3月	御下金を引き受けることができる出資元を探すように指示する。
5	家来・手先→複数	3月中旬	出資を引き受ける者が存在しないかどうか相談する。
6	鷺⇔善八	3月下旬	忠兵衛宛の手紙について協議する。
7	善八→忠兵衛	3月下旬	大坂に貸付金会所を設立することになった旨を連絡する。
8	鷺⇔原		会所の設立について協議する。
9	鷺→堀内		鷺は会所の設立について上申し、堀内は鉄鑛運送用場を建設したいと返答する。
10	堀内→勘定所	4月	用場建設のことで伺いを立てる。
11	鷺⇔戸田	4月	忠兵衛宛の手紙について協議する。
12	忠兵衛⇔鷺	4月	鷺は忠兵衛からの問い合わせに、会所のことは安心して待つように返答する。
13	鷺→藤堂	5月上旬	会所設立のため、地面の借用を申し込む。
14	鷺⇔堀内	6月	堀内は鷺の提案を許可し、瀧川・勘定所に無断で明家を借用して用場を建設する。
15	鷺⇔戸田	6月	堀内に無断で、用場の玄関に「金山方御用」と記した高張提灯を設置する。
16	勘定所⇔堀内	6月15日	堀内は勘定所より、貸付の件で浮説が流布しては問題なので、存念を報告すること、用場建設のための借地などは見合わせることに、と指示され、書付を提出した。
17	藤堂→堀内	6月	頭支配より、地面の貸付について許可が下りたことを連絡する。
18	堀内→瀧川	6月22日	用場の建設は勘定所に認められると思うので、藤堂より地面を借用したと報告する。
19	瀧川→堀内	7月7日	用場建設のための借地などは見合わせるように指示する。
20	鷺⇔原		借地の見合わせ、用場建設の中止という堀内の指示について協議する。
21	鷺⇔堀内		鷺は堀内に、密かに建てた用場は維持するように上申しで許可される。
22	堀内→北澤	8月2日	金子貸付の不採用を聞いた家来・手先を落胆させないように指示する。
23	北澤→家来・手先	8月2日	虚偽の報告をする。
イ	山七⇔鷺		山七は鷺を介して堀内の書役となり、鷺の指示通りに忠兵衛への手紙を認める。
ロ	利助→引佐		利助は、引佐の身元を糺さずに店を貸す。
ハ	土井→引佐		土井は、引佐の身元を糺さずに店請人となる。
ニ	柴山⇔諸人		柴山は貸付金の話を流布し、申込者より役名・高などが記された書付を預かる。
ホ	堀越→本郷		主人の勝手向き不如意を憂い、無断で金子の借用を申し込む。
ヘ	堀越⇔喜右衛門		堀越は、金子借用の申込者が存在すれば、本郷に取り次ぐ旨を伝え、喜右衛門は謝礼などを期待して、申込者を堀越に連絡した。
ト	喜右衛門⇔出入屋敷		喜右衛門は堀越のことを話し、申込者より高・名前などが記された書付を受け取る。

この表は「吟味物口書一件」により作成した。なお月日の項で空白は、不明であることを示している。

の旨を伝えないように指示したので、北澤が手先・家来に虚偽の報告をした、③申込者の身元を糺さず、給金なども定めずに手先・家来として召し抱え、さらには手先や家来に対し、いずれは幕府に、御家人あるいは御用達にしてもらえるように推挙すると伝え、町人・百姓に無闇に苗字帯刀を許していた、という罪により、堀内氏有を改易に処している。

この一件において注目するべきは、堀内氏有が金子の貸付業を行いたいと考えるようになった理由、金子貸付の具体的仕法、の二点である。その内容は、図のNo.1～23のごとく一件が経過していく中で、堀内氏有が勘定所に提出した伺書などから判明する。それらに対し、個別に検討を加えておきたい。

まず、一件の発端となった勘定所への伺書からみてみよう（No.1）⁽²⁴⁾。

此伺書相札候処、金山懸り被 仰付候上は、稼方差支無之候得共、御代官支配之百姓等二而山例猥之節、取斗致兼、其度々御代官江懸合候儀も遠慮致し、抄取兼候間、金・銀・銅・鉛見込之場所開発中、御預被成下候儀は相成間敷哉之趣、次二古方廢居候諸山取立候は、貸附金願相叶候得は、右利分を以稼入用ニ致し、諸山取開申度、右貸付之儀は、兼而利安ニ而可差出金主心当有之候間、御評議も被成下候趣ニ候ハ、貸付方仕法可申上、若貸付金之儀、差配難相成筋ニも候ハ、甲府勤番支配ニ而取扱、右差図を請、取斗候様にも致度、左候得は、金主ニ不抱、公儀御下金ニ而も、支配之差図を請取斗、何レニも貸付相叶候ハ、諸山開発成就致し、多分之御益筋取斗度心願ニ候趣、其外ニも三ヶ條之伺書ニ御座候、

右から堀内氏有は勘定所に、①金山御用掛を仰せ付けられたので、稼ぎ方について差し支えはないが、代官支配の百姓などで山例を乱す者が存在しても、それに対処することができず、そのことで代官に掛け合うのも控えているので開発が捗らない、②産出が見込める金・銀・銅・鉛

の諸山の開発中、百姓などの身分上の支配権を代官より「御預」することはできないのか、③金子の貸付が認められれば、その利分を費用として、以前より廢れている諸鉾山の開発を再開したい、④貸付する金子について、利安で出資してくれる者に心当たりがあるので、勘定所において評議してもらえるのであれば、貸付の仕法を申し上げる、⑤勘定所において、金子の貸付について差配し難いのであれば、甲府勤番支配に取扱いをさせ、その指示にもとづいて貸付を行えば、出資元にかかわらず、幕府よりの御下ケ金を貸付する場合であっても、甲府勤番支配の指示を受けるだけでよい、という五点について伺いを立てている。

さらに傍線部から、堀内氏有が最初、勘定所に要求したのは五項目、その中でも金山開発に従事する百姓等の処罰権の付与、貸金業の許可が主要な伺いであったことが看取できる。

二月下旬、堀内氏有は伺書に対する回答を聞くため、勘定所へ赴いた。堀内の伺いは勘定組頭の勝与八郎忠昌が担当し、勝は堀内に、伺書において判然としない箇所を確認した上、いずれも許可できないと返答している⁽²⁵⁾。これに対し、堀内氏有は、金山開発のためにも金子の貸付だけは許可してほしいと主張して、場合によっては評議も有り得る、との回答を得た⁽²⁶⁾。さらに後日、堀内氏有は勝宅において、如何すれば勘定所において評議してもらえるのかと質問し、勘定所に「所持地面等可差出儀成儀も候ハ、品ニ寄御下ケ金ニも可相成」との回答も得ている^(No.2)⁽²⁷⁾。

これにより、堀内氏有は三月月上旬、土地を持っている手先新八に、貸金業を営むため所持地を差し出すように要求した。しかし新八は、堀内の一存で同地を自由にすることはできない、として要求を拒んでいる。さらに、新八はこの時、堀内に貸付の利分はどれ程なのか、質問している⁽²⁸⁾。これに対し、堀内は鷲秀甫を呼び、次のごとく貸金業の仕法につい

て説明させたのである(No.3)⁽²⁹⁾。

(前略)一鉢去未年、中山方江千五百兩程も入用相懸候ハ、抄取候様にも可相成哉二付、其分を山方江懸ケ、千五百兩は為利足、出金致し候もの江相渡候積二付、式口合三千兩之利分二相成候程ニは、元金何程之高貸附可然哉と秀甫江相尋候処、元金高五万兩二候得は、壹ケ月五十兩二付壹分宛之利分二而、壹ケ年之利足三千兩二相成候由申聞候間、証抛地面さへ差出候もの有之候得は、夫丈ケ之御下金有之候由を外二而段々及承候ハ、逐々金主出来可致間、口々合候而成共、五万兩程も出金為致候上、御勘定所江差出、御旗本・御家人江御貸附二相成候様致度、然上は山方入用金不足無之、金山永久之基二候間、右之通取計度旨申聞候(後略)。

右から堀内氏有は鷺秀甫に、①寛政一一年の開発は、中山金山に一五〇〇兩ほど投資していれば捗たのではないか、②一五〇〇兩を中山金山に投資し、さらに一五〇〇兩を出資元に還元しようとした場合、二口で三〇〇兩ほど必要となるが、それには元金を如何ほど貸付すればよいか、と質問した。これに対し、鷺は、①元金が五万兩の場合、一ヵ月あたり五〇兩につき一分の利息で貸し付ければ、一年間に三〇〇〇兩の利分となる、②所持地の提供者が存在し、幕府より五万兩の御下ケ金があると流布すれば、次第に出資者も現れる、③色々合わせて五万兩ほど出資させ、それを勘定所に差し出し、旗本・御家人への貸付を行いたいと申し出る、と返答している。

この応答において注目するべきは、金子の貸付先は旗本・御家人であり、その利率は一ヵ月あたり五〇兩につき一分という低利であったこと、集金した五万兩は勘定所に差し出すつもりであったこと、の二点である。すなわち、一ヵ月あたり五〇兩につき一分という利率を年利にあらためると、年三兩の利率六%になる。周知のごとく、旗本・御家人に金子

を貸し付ける存在として、札差をあげることができる。札差は寛延二年(一七四九)より年利一八%で、棄捐令の発令後は年利一二%での貸付を認められていた⁽³⁰⁾。つまり堀内は、札差の公定利率の半分で、旗本や御家人に金子を貸し付けようとしていたのである。

ついで集金した五万兩を勘定所に差し出した場合、その金子は公金となる。おそらく堀内氏有は、勘定所・堀内・借業者というように、金の借用希望者と公金の管理機関である勘定所との取次役になろうとしたのであろう。なお前述のごとく、堀内氏有は勘定所に提出した伺書の中でも、貸付は勘定所あるいは上役である甲府勤番支配の指示にもとづいて行くと主張していて、取り扱う金子は公金という一貫した考えを持っていたことがわかる。堀内氏有が公金の貸付に着目したのは、①公金の貸付として宣伝すれば、利率の低さに不安を抱く者も、安心して借金を申し込んでくる、②公金であれば借業者も期限内に返済するし、借業者との間で問題が生じてても、奉行所が取り扱ってくれる、などの理由からであろう。

またNo.17のごとく、堀内氏有は六月一五日、勘定所より、貸金業のことで浮説が流布しては問題なので、堀内の存念を報告するように指示され、次の書付を提出している⁽³¹⁾。

此書付相糺候処、当時百石方五百石迄、百石二付式拾五兩限貸附、利足壹ケ月五拾兩二付壹分之積、知行取は物成取納、御蔵米取は冬御切米之節、返金之積り二而貸付、追々金主付候得は、千石以上迄用立候心組二而、当時金高五萬兩、利足壹ケ年三千兩二而、右之内半金は山方入用ニ致し、金主江は半金相渡候間、百兩壹分ニ相当候依之山出之金銀上納御引替金、不殘金主江相渡候積之段、其外彼是相認候書付二御座候、

右から堀内氏有は勘定所に、①一〇〇石より五〇〇石までの旗本・御

家人に、一〇〇石につき二五両まで貸し付け、一ヵ月あたり五〇両につき一分の利息を取るつもりであること、②貸付金は、知行取には年貢、蔵米取には冬に支給される切米で、返済してもらおうつもりであること、③出資元が付けば、貸付の対象を一〇〇石以上の者にまで拡大する考えであるが、現在のところ五万両の貸付から一カ年に三〇〇〇両の利息を取り、そのうち一五〇〇両は金山費用に充て、一五〇〇両は出資元に渡すつもりなので、貸付による実質的な取り分は一〇〇両につき一分であること、④産出した金銀を上納することで、幕府より貰える引替金は、残らず出資元に渡すつもりであること、の四点を報告している。

堀内氏有が対象としている旗本・御家人より、一カ年に三〇〇〇両の利息を得ようとした場合、最大で二〇〇〇名、最小で四〇〇名に貸し付ける必要がある。つまり、堀内氏有は寛政期の旗本・御家人を、窮乏し、低利の話を持ち掛ければ、誰しも借入を申し込んでくる存在として把握していたこと、が看取できる。

以上を要約すれば、堀内氏有が貸金業を営もうとしたのは、その利分で金山開発を進展させようとしたからであり、しかも堀内は、寛政期の旗本・御家人は誰しも窮乏しているという理解から、許可さえ出れば貸付は上手くいくとの算段を付けていたことが判明するのである。

第三章 集金策の破綻

寛政一一年(一七九九)九月三日、老中松平伊豆守信明は町奉行小田切土佐守直利に対し、勘定奉行より受理した甲府勤番堀内糸之丞氏有に關わる書類を渡し、堀内が内々で貸付金会所を建て、柴山左内が同所の世話人を務めているとの件について、その動向を探るように指示した。³²⁾

九月六日、小田切直利は松平信明に、定廻同心飯尾藤十郎を柴山左内の所へ遣わし、柴山が貸付金会所の世話人を務めていることを確認した

ので、柴山など六名の世話人を一斉検挙したいとの伺いを立て、九日に承付を提出した。そして同日、小田切は表3尋問①のごとく、原孫四郎など一六名を捕縛・尋問したのである。³³⁾

九月十八日、小田切直利は松平信明に、吟味のため堀内氏有を甲府より町奉行所に護送するようにとの旨、甲府勤番支配瀧川長門守利雅に仰せ渡してほしいと伺いを立て、翌日に承付を提出した。これにより同月二十八日、小田切直利・目付松平田宮栄隆は評定所において、堀内氏有など二三名を尋問したのである(表3尋問②)。³⁴⁾

二月六日、大目付井上美濃守利恭・小田切直利・松平栄隆(三手掛)は松平信明に、吟味のため小普請勝与八郎忠昌に評定所へ出頭するようにとの旨、小普請組支配船越駿河守景範に仰せ渡してほしいと上申し、八日に勝の尋問を行ったことを報告した(表3尋問③)。³⁵⁾

このように、堀内氏有とその関係者への尋問は何度も行われ、町奉行所では、各人の自白にもとづいて調書などが作成された。そして寛政一二年三月一日には、小田切直利が井上利恭のもとへ、修正した箇所が若干有るので、再度一覽するようにとして、堀内氏有の御仕置伺案を送っている。井上利恭は御仕置伺案を一覽後、松平栄隆のもとへ届けたが、松平も「存寄無之」との見解を示したので、直ちに小田切直利に返却している。³⁷⁾

これにより、堀内氏有等へ口上書を読み聞かせ、その文面を確認させる「口合」は三月七日、次の通り行われている。³⁸⁾

一土佐守内々及承候処、勝与八郎何か申立度義有之旨、先達「而」宅番罷出候者咄候由二而、其節宅番罷出候、当時御置奉行其節小普請二而罷出候万年市左衛門江申聞候二付、右鉢之義挨拶二も難及義之旨、及承候義も有之候間、猶得と口書等下突合致候様懸与力江申渡候処、極而申立度義有之候二付、懸之者江面談致度旨封

物出し候由、封之保持參致候「二」付、何レニも差出候品開封可致旨、評儀致開封致候処、外之儀者無之候得共、先達「而」吟味之節、久米之丞へ御下金之義者、一己之存寄ニ而及挨拶候旨申立候得共、罷掃手日記等調候処、其節之御勘定奉行松平石見守も、慥成引当等有之候ハ、御貸附金等之義者評儀も可致旨申候ニ付、其段久米之丞江及挨拶候義之旨、但書、久米之丞拝借金之儀ハ、何レ相談之程も難計ニ付、吹金ニ而引上候方と御申之事認有之旨写差出候ニ付、右者手日記之義ニ而、殊ニ「承候」義ニ候へ者、旁証拠ニも難成義、殊ニ石見守当時病死之儀ニ候得者、先達「而」申上方も能忽之儀、当時右躰之義申立候ハ、甚不束之義如何敷候間、尚又与力・御徒目付立合一通利解申聞候様、其上ニも強而申立候ハ、差当詰ニ相成可申旨、先理解申聞候様申聞候処、其段立合申聞候処、何分ニも右之趣者申立度旨申聞候ニ付、口合前与八郎一通り呼出し相糺候処、同様之義申立、尤先達「而」松平石見守申聞候由申立候間、証拠ニ而も有之哉之旨吟味ニ付、其節ハ証拠も無之旨申立候而、罷掃手留等相糺候処、右之通書留有之旨ニ付、右手留而巳之儀「候者」証拠ニも難取用、殊ニ石見守（二）者当時病死之儀候得者、糺方も無之旨相糺候処、其節御勘定所内座ニ而、外御勘定奉行ニも被居合候「由申立候」得共、先達「而」御勘定奉行も承糺候処、御貸附金之義者引当慥成義も候ハ、評儀可致与申儀者何茂不存旨候得者、当時石見守病死を幸ニ、右躰之義申立候趣意ニ而不埒之旨、吟味詰一意之儀も難申立候、依之今日右之趣申立候段、口上書江書入、口上書読聞候処、申分無之旨、

右から「口合」の際、勝忠昌は申し立てたいことがあるとして、三手掛に封書を提出したこと、封書の内容をめくり、勝と三手掛の間で問答

がなされたこと、が判明する。封書の内容とそれに対する三手掛の見解についてみてみよう。

封書には、

①寛政一一年一二月八日に吟味を受けた際、堀内氏有に御下金のこと話を話したのは勝の一存であると申し立てたこと、

②手記などを調べた結果、次の二点を確認することができた。それは、勘定奉行松平石見守貴強が、出資元の身元など確かであれば、貸付金については評議すると申ししたので、堀内氏有にその通り返答したこと、堀内が寛政一〇年に拝借した金三〇〇両（表？No.25）について、松平は、相談するのも難しい案件なので、堀内には吹金で返済させたほうがよいと申し立てたこと、である、

と認められていた（傍線部）。これに対し、三手掛は勝忠昌に、手留のみにもとづいた主張では、証拠にはなり得ないと回答している。そして、松平貴強は勘定所内座において②の見解を示し、同所には他の勘定奉行も居合わせていた、という勝忠昌の主張に対しては、松平は病死しているの、糺しようがない、他の勘定奉行に確認したが、いずれも松平が②の見解を示したのかどうかかわらないと申し立て、と返答したのである（波線部）。

なお堀内の伺いを担当した勝忠昌は、天明四年（一七八四）閏正月二六日に広敷添番（御家人役）より勘定（旗本役）に昇任して旗本になった。³⁹そして勘定在職中に東海道・畿内の幕領巡見を担当し、寛政四年二月一・二日には勘定組頭格になっている。さらに、勝忠昌は同六年七月一三日に越後国蒲原郡の新開地を検査、同八年三月六日に勘定組頭になるなど、いわゆる勘定所における能吏であった。⁴⁰しかも職制上、勘定奉行と組頭は密接な関係にある。それゆえ、堀内氏有の案件は松平貴強の指示により取り計らっていた、このことは、他の勘定奉行も承知している

はずである、という勝忠昌の主張は、きわめて信憑性の高い証言と考えられる。しかし、鉄鑛運送場建設地の無断借用など堀内氏有には不審な点があること、案件の担当責任者であった松平貴強が死去したこと、などの状況が重なって、結局のところ勘定所が勝を切り捨てたというのが実情であろう。

三月一四日、三手掛は連名で松平信明に、堀内氏有を始めとする関係者一八名、各人の履歴と事件への関与について記した上申書を提出した。上申書には、堀内氏有と勝忠昌を除いた一六名、各人に如何なる刑を科すべきかを記した黄紙下札が付けられていた。⁽⁴⁾さらに同日、三手掛は連名で堀内氏有と勝忠昌の罪状について記した短書、小田切直利は関係者一六名の罪状、各人への科刑について記した上申書、をそれぞれ提出している。⁽⁴⁾

これにより五月二五日、堀内氏有を始めとする関係者二五名、各人に科刑が申し渡された(表3科刑)⁽⁴⁾。一件の主要人物をみると、堀内氏有は前章において検討した罪状により改易、勝忠昌は、自宅において堀内の「御用向」を取り計らい、御下ケ金などの話は松平貴強より伝えられたと返答したこと、松平は病死しているので、上記の見解を示したかどうか判然としない、という罪により差し控えに処せられたのである。⁽⁴⁾

おわりに

小稿では、甲府勤番堀内糸之丞氏有による甲斐国湯之奥金山の開発を分析し、天明より寛政(一七八一〜一八〇〇)に至る政治・社会状況の変容について説明を試みた。各章を小括すれば、次の通りである。

堀内氏有の鉦山開発は、勘定組頭の勝与八郎忠昌が担当しているところから、勘定所としても相応の期待が持てる興利策であったと考えられる。しかし、旗本・御家人に公金を貸し付け、その利金により金山を開

発するという堀内氏有の提案は、多くの金銭トラブルを引き起こす可能性を有していたので、勘定所は一つとして採用しなかった。これが、興利策であってもすぐには採用しないという、田沼時代と寛政期の違いであろう。

ついで堀内氏有が提示した公定利率の半分での公金貸付は、寛政期の旗本・御家人は窮乏し、低利の話を持ち掛ければ、誰しも借用するという考えにもとづいている。すなわち旗本・御家人の窮乏は、棄捐令(一七八九)の発令からも明らかである。この点から堀内氏有は、公金の貸付という近世社会において広く行われていた仕法を、当該期の社会状況と上手く関連づけ、金山を開発しようとしていたといえよう。

また寛政期における立身的手段として、興利策の上申、学問吟味や武芸奨励などをあげることができ、幕府の人材登用策も天明より続いていた。このことが、とにかく武士になりたいという百姓・町人の身上が願望と結びつき、それが堀内氏有の鉦山開発の原動力になっていたのである。

〔註〕

(1) 田沼意次が幕政の実権を握った始期について、現在のところ二通りの考え方が存在する。一は、意次が宝暦八年(一七五八)の美濃郡上一揆の審理に加わり、結審までの過程を主導したこと、秋田藩の内願を受け入れ、阿仁銅山の上知令(一七六四)撤回に尽力したこと、などの事実を根拠として、宝暦八年以降の幕府は意次が主導していたとする深井雅海氏の研究(『徳川將軍政治権力の研究』第一編第四章、吉川弘文館、一九九一年)。二は、意次より先任の老中である松平右近將監武元が安永八年(一七七九)、松平右京大夫輝高が天明元年(一七八一)に死去したことから、これに伴い一番の先任となった松平周防守康福は、娘を田沼意次に嫁がせていたこと、などの理由から意次は天明元年以降、蝦夷地の調査、

- 印旛沼の干拓、貸付会所という重要な政策を打ち出していったとする山田忠雄氏の研究（『田沼意次の失脚と天明末年の政治状況』、『史学』第四三巻第一・二号、一九七一年）である。この両説を受けて、藤田覚氏は田沼時代を、宝暦八年より安永末年までを意次が幕政を主導した時期、天明元年より意次の老中離任までを意次が幕政の全権を掌握した時期、と二分して理解されている（『田沼意次―御不審を蒙ること、身に覚えなし―』はじめに、ミネルヴァ書房、二〇〇七年）。小稿では、藤田氏の時期区分を採用しておきたい。
- (2) 宝暦・天明期（一七五二〜八八）における幕府の経済政策を論じたものとして中井信彦『転換期幕藩制の研究―宝暦・天明期の経済政策と商品流通―』第一章（塙書房、一九七一年）、また三井家の史料から幕府の御用金政策を考察したものと賀川隆行『江戸幕府御用金の研究』第二章（法政大学出版会、二〇〇二年）がある。
- (3) 『新訂寛政重修諸家譜』第二〇巻、一五二頁（続群書類従完成会、一九六六年）。
- (4) 『新訂寛政重修諸家譜』第九巻、一五四頁（続群書類従完成会、一九六五年）。
- (5) 『御觸書天明集成』一八八〇号（岩波書店、第三刷、一九七六年）。
- (6) 『会津藩家世実紀』第二二巻、五七九〜五八〇頁（吉川弘文館、一九八六年）。
- (7) 菊池謙二郎「松平定信入閣事情」（『史学雑誌』第二六編第一号、一九一五年）。
- (8) 高澤憲治「寛政三年「家格令」と勘定所統制」（『松平定信政権と寛政改革』所収、清文堂出版、二〇〇八年）。
- (9) 笠谷和比古「近世武家社会の政治構造」第九章（吉川弘文館、一九九三年）。
- (10) 銀山泰行川崎平右衛門定孝の鉾山開発は明和四年（一七六五）六月五日、同人の死去に伴い中止されている（『新訂寛政重修諸家譜』第二二、二一七頁、続群書類従完成会、一九六六年）。
- (11) 甲府勤番堀内糸之丞氏の経歴については、『新訂寛政重修諸家譜』（第二二、一八三頁、続群書類従完成会、一九六五年）および「吟味物口書一件」（京都大学日本法史研究会編『近世法制史料集』第四所収、一二頁、創文社、一九七七年）を参照されたい。
- (12) 「吟味物口書一件」一二頁。
- (13) 表2 No.13の文書には、年号と宛先が記されていないが、村役人の持高および中山金山の来歴や産出状況といった基本的な情報を、開発に着手してから村役人に回答させるなど考えにくい。それゆえ本章ではNo.13を、堀内氏有が開発に着手し始めたころに作成された文書と判断した。
- (14) 「甲府御用留」（山梨県立博物館架蔵『頼生文庫』所収、H―〇九三・一一五）。
- (15) 表2 No.20の文書によれば、湯之奥村の村役人は市川役所に、堀内氏有の手先が古い間歩の掃除を行っていることを届け出ている。この古い間歩とは、おそらくNo.2新左衛門やNo.5和久屋源左衛門といった山師が、かつて湯之奥の山々において掘り進めたものである。何の意味もなく、古い間歩を掃除し始めるなどあり得ないので、本章では、堀内手先の行動を、旧鉾山の再開発として解釈した。
- (16) 「吟味物口書一件」一二〜一三頁。
- (17) 寛政一二年（一八〇〇）六月一三日、甲府札差の元城屋八郎兵衛と札差月番の八日町久右衛門・山田町庄三郎は御下金御会所（札差会所）に、堀内氏有が改易に処せられたので、連名で同人への貸付高を報告した。報告書から堀内への貸付高は、札差会所が用立てた会所金四八両一分と銀五匁六分一厘、八郎兵衛が棄捐令の発令以前に用立てた金七二両と銀一四匁三分八厘、であった（山梨県立博物館架蔵『甲州文庫』所収「松田嘉次郎・服部角左衛門・中村平吉・堀内糸之丞、右四人会所金棄捐被仰付并御償戻しニ相成候一件調書抜」、甲〇九三・四一五二六―三三）。なお、寛政元年九月に出された棄捐令は、甲府では翌年二月より適用された。棄捐令の内容を概略すれば、①天明四年（一七八四）一二月以前の貸付金はすべて棄捐にする、②天明五年四月から寛政元年五月の夏借米までの間に貸し付けた分は、年利を六パーセントに引き下げ、知行高一〇〇石につき年三兩ずつの年賦返済にする、③今後、貸付の利子は年一

- 二パーセントにする、④扶持米取への貸付金は、寛政元年夏の張紙値段から扶持米を貨幣で換算し、①から③を適用する、であった(北原進『江戸の高利貸―旗本・御家人と札差―』、吉川弘文館、二〇〇八年)。また、本文中において検討したごとく、堀内氏有が甲斐国において本格的な活動を開始したのは天明四年からであった。
- 以上を要約すれば、八郎兵衛の用立金は、堀内氏有が天明四年五月より寛政二年四月までの間に借りた総額であったこと、堀内にとって甲府札差は、鉾山開発にあたり有力な出資元であったこと、が判明する。
- (18) 国立公文書館内閣文庫架蔵「寛政録」寛政二年五月二五日条。
- (19) ①から③は、いずれも「吟味物口書一件」に収録されている。①と②は四〇頁、③は四二頁からの引用である。
- (20) 松本良太「近世後期の武士身分と都市社会―「下級武士」の問題を中心に―」(『歴史学研究』第七一六号、一九九八年)。
- (21) 田原嗣郎「寛政改革の一考察―異学の禁と官僚制化の問題から―」(『歴史学研究』第一七八号、一九五四年)。拙稿A「江戸幕府御家人の任用制と役職構造―近世後期の關所物奉行手代を事例として―」(『論集きんせい』第三〇号、二〇〇八年)。
- (22) 「吟味物口書一件」五二頁。
- (23) 寛政一二年五月、小普請勝与八郎忠昌は差し控えに処せられた。その旨を記した申渡書には、①勝忠昌の勘定組頭在職中、堀内氏有が勘定所に、金子を貸し付け、その利分を金山の開発費に充てたいなどと記した書付を提出してきた、②勝忠昌は、自宅において堀内の申し出を受け付け、貸付金の出資元が幕府に所持地などを差し出し、その身元も確かであれば、勘定所において評議する、あるいは御下ヶ金などもある、と回答した、という一節がある(「吟味物口書一件」五二頁)。それゆえ本章では、史料を本文のごとく解釈した。
- (24) 「吟味物口書一件」一三頁。
- (25) 「吟味物口書一件」一三〜一四頁。
- (26) 「吟味物口書一件」一四頁。
- (27) 「吟味物口書一件」一四頁。
- (28) 「吟味物口書一件」一四頁。
- (29) 「吟味物口書一件」一四頁。
- (30) 前掲註(17)北原進『江戸の高利貸―旗本・御家人と札差―』。
- (31) 「吟味物口書一件」一八頁。
- (32) 「吟味物口書一件」三頁。
- (33) 「吟味物口書一件」三〜五頁。
- (34) 「吟味物口書一件」五〜九頁。
- (35) 寛政一二年九月二四日、勘定組頭の勝忠昌は「御場所不相応」との理由で小普請入りした(『柳宮補任』第四、二四六頁、東京大学出版会、一九六四年)。その時期から考えて、勝の降格が堀内傘之丞一件に連座してのものであることは間違いない。
- (36) 「吟味物口書一件」一〇〜一一頁。
- (37) 内閣文庫架蔵「井上日記」(請求番号は一六五―〇〇七八)寛政一二年三月朔日条。
- (38) 本章では「井上日記」(一六五―〇〇七八)を底本とし、それを「井上日記」(一六五―〇〇七九、以下「抜書」と表記する)で補完するという形式を採用した。すなわち、史料上において「」内の字句は「抜書」にのみ存在するものを示し、両史料で字句が異なる箇所は「」で括り、その右側に「抜書」の字句を記している(「儀」と「義」の相違などであれば「井上日記」を採用した)。なお、両史料の史料的人格については、拙稿B「天明・寛政期における江戸幕府大目付組織の一考察」(『古文书研究』第六三号、二〇〇七年)を参照されたい。
- (39) 寛政三年一二月付の幕令(『御觸書天保集成』五四五六号、岩波書店、第三刷、一九七七年)以前、御家人は旗本職に就任すると旗本に昇進した。
- (40) 『新訂寛政重修諸家譜』第一七卷、六〇頁(続群書類従完成会、一九六五年)。
- (41) 「吟味物口書一件」一一〜一四頁。
- (42) 「吟味物口書一件」一四〜一五頁。
- (43) 原孫四郎(No.8)は寛政一二年一二月二五日に病死、久右衛門(No.27)

には如何なる刑が科せられたのか、「寛政録」・「吟味物口書一件」ともに記していないので、表3科刑は斜線にした。

(44) 「吟味物口書一件」五二頁。

〔付記〕小稿の作成にあたり、甲斐黄金村湯之奥金山博物館の小松美鈴氏・渡辺正悟氏より、湯之奥金山の来歴・関連史料の所在などご教示賜りました。末筆ながら、厚くお礼申し上げます。なお小稿は、第六回徳川奨励賞の研究成果の一部である。